

**(仮称) 高津区保育・子育て総合支援センターに関する
サウンディング調査実施要領**

令和4年6月

川崎市 こども未来局
子育て推進部 保育所整備課
保育事業部 運営管理課

1 サウンディング調査の背景・目的（以下、調査という。）

川崎市では、築49年を経過した津田山保育園について、老朽化した園舎を改善するための建替えを検討するとともに、地域の子育て支援拠点「地域子育て支援センター」や各種講座・保育関係職員の研修のためのスペース等を併設した「(仮称)高津区保育・子育て総合支援センター」として、令和9年夏頃の開設を目指し、再整備（以下、当該整備事業という。）することを検討しております。

当該施設は、建設地の都市計画規制に対して余裕のある規模の建物となっているため、当該施設と複合化して整備を希望する施設（以下、複合化施設という。）の有無や事業手法について、対話や意見交換を通じて得られた内容は、令和5年度策定予定の基本計画に反映させる等、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、効果的・効率的な事業の推進に役立てることを目的として実施します。

参考施設	津田山保育園	
	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030731.html	
	川崎市内の保育・子育て総合支援センター	
	川崎区	https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000122542.html
	中原区	https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000127033.html

2 調査を求める事業の概要（土地・施設等の概要）

都市計画情報【参考資料①-1・①-2・①-3・①-4】	
用途地域 第二種住居地域	用途地域(南側の一部) 第一種中高層住居専用地域
建ぺい率60%/容積率200% 第3種高度地区、最高高さ20m 北側制限 10m+1.25/1 日影規制 4h 2.5h 4m 準防火地域、景観計画区域（丘陵部）	建ぺい率60%/容積率200% 第2種高度地区、最高高さ15m 北側制限 7.5m+1.25/1 日影規制 3h 2h 4m 準防火地域、景観計画区域（丘陵部）

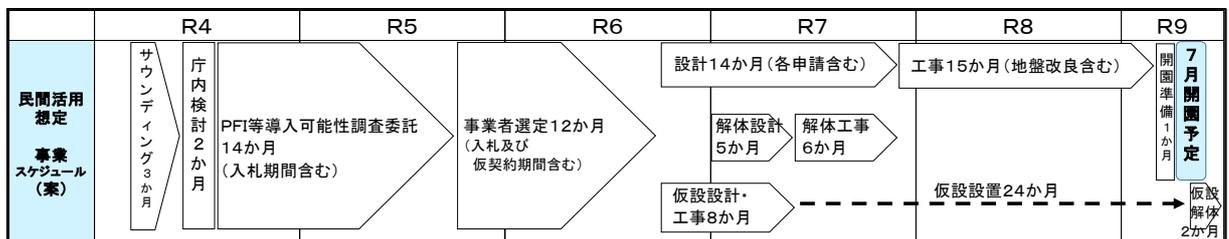
敷地概要	所在地・アクセス	川崎市高津区下作延5丁目1番10号 JR南武線 津田山駅より約300m（徒歩約4分）
	敷地面積	約1,500㎡（現況測量未実施）
	接道状況	南側道路（第42条第1項第1号）に約45m接道 【参考資料①—3・4】

計画建築物の概要【参考資料②】	建築面積	約 470 m ²
	延べ床面積	約 1,875 m ² 1階：保育園 約470 m ² 2階：保育園 約470 m ² 3階：支援センター 約470 m ² 4階：複合化施設【案1】若しくは子育て関連施設（市営）【案2】 約320 m ² 5階：複合化施設【案1】若しくは子育て関連施設（市営）【案2】 約145 m ²
	園庭面積	約490 m ² （緑化面積約150 m ² 含む[敷地の10%以上]）

階別用途	内容
1・2階 津田山保育園 （市営）	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児～5歳児の保育（医療的ケア児受入れ有）、一時預かり保育を実施。
3階 地域子育て支援センター （市営）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・看護師・栄養士などによる子育て家庭への支援や保育関係施設との連携・人材育成など、子育てと保育を総合的に支援する。また、子育てに関する交流拠点として、地域の方にも気軽にご利用いただいている。 ・開所時間は8:30～17:15、休所日は、原則として土・日・祝日・12月29日～1月3日まで。 ・現在の「高津区保育所等・地域連携担当」の市職員の事務スペースを新施設内に移動し、運営する。 ・1・2階とは別の玄関・階段・エレベーターを設置すること。
4階【案1】 複合化施設	民間事業者の提案による。 ※次項の複合化施設の条件を遵守すること。
4階【案2】 子育て関連施設（市営）	主体用途と親和性のある施設（検討中）。
5階【案1】 複合化施設	民間事業者の提案による。 ※次項の複合化施設の条件を遵守すること。
5階【案2】 子育て関連施設（市営）	主体用途と親和性のある施設（検討中）。

複合化施設の条件

- (1) 保育・子育てを主体用途とした建築物を予定しているため、主体用途と親和性のある施設とすること。
- (2) 騒音を生じる用途でないこと。(保育園の午睡等への影響が無いこと。)
- (3) 【案1】、【案2】いずれの場合も、4階部分約320㎡・5階部分約145㎡を合計した約465㎡に収まる施設であること。又、共通して、保育園における車送迎を禁止していることや、可能な限り広い園庭を確保するために、複合化施設用の駐車場は設置しないこと。【参考資料②】
ただし、施設全体として駐車場(車椅子利用者用兼食材等搬入用)を1台設置すること。
- (4) 原則として、3階の地域子育て支援センターの玄関・階段・エレベーターを共用できる施設とすること。
- (5) 計画地の特性を理解の上で複合化を希望すること。【参考資料③・④】
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食) / 洪水浸水深0.5m～3m / 10年間で33mmの地盤沈下を生じていること(建設時に地盤改良等の対策を講じること)
- (6) 下記のスケジュール(案)に沿って事業を遂行できること。
 - ・令和4年度秋：サウンディング結果を踏まえた民間手法導入の庁内検討
 - ・令和4年度秋～令和5年度冬：PFI等導入可能性調査委託
(令和5年度春～夏：民間活用(PFI(BTO)等)の検討に際し、複合化施設の維持管理費概算額を算出→その後、庁内検討へ)
 - ・令和5年度冬～令和6年冬：事業者選定(複合化施設の基本計画及び整備事業者への要求水準を決定)
 - ・令和6年度冬頃～令和7年度末：複合化施設の設計(解体・仮設設計含む)
 - ・令和7年春～令和9年春：現園舎の解体、複合化施設の工事
 - ・令和9年度春頃：複合化施設工事完成
 - ・令和9年度7月：複合化施設運営開始(保育園開園)、仮設園舎解体開始



※上記スケジュールはPFI等手法を導入した場合になります。

3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から、個別対話にて御意見を伺います。協力いただける場合は、事前に提案書を提出していただきます。

4 調査の内容

(企画立案時)

当該整備事業について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。なお、具体的な提案を求める事項については以下のとおりです。

- 提案事項 1 複合化施設【案 1】の用途及びその選定理由
- 提案事項 2 複合化施設【案 1】を含む当該施設の整備手法及びその選定理由
 - ①発注方式：性能発注/仕様書発注/他
 - ②設計・施工・維持管理の分離/一括発注
 - ③本体工事・解体工事・仮設園舎工事の分離/一括発注
 - ※仮設園舎用地については、市提供を想定
- 提案事項 3 子育て関連施設【案 2】を含む当該施設の整備手法及びその選定理由（提案事項 2 と同手法の場合は不要）
 - ①発注方式：性能発注/仕様書発注/他
 - ②設計・施工・維持管理の分離/一括発注
 - ③本体工事・解体工事・仮設園舎工事の分離/一括発注
 - ※仮設園舎用地については、市提供を想定
- 提案事項 4 実現可能な範囲で、自由にご提案ください。

5 対象者

当該整備事業の実施主体となることができ、かつ、事業に参画の希望を有する法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- ⑤神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- ⑥国税及び地方税を滞納している者

6 調査スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和4年6月 8日 (水)
調査参加申込・現地見学会受付開始	令和4年6月15日 (水)
現地見学会の参加申込期限	令和4年6月22日 (水) (※様式2)
現地見学会の開催 (希望者のみ)	令和4年6月29日 (水)
調査参加申込期限	令和4年7月19日 (火) (※様式3・4)
調査実施日時及び場所の連絡	令和4年7月22日 (金)
個別対話の実施期間	令和4年8月 3日 (水) ~ 8月19日 (金) (8月11日 (木) ~ 8月15日 (月) を除く)
実施結果概要の公表 (予定)	令和4年8月31日 (水)

7 現地見学会について (希望者のみ) ※様式2

6月22日 (水) までに申込のあった希望者を対象として現地見学会 (建物内部は見学不可) を開催します。

(1) 申込書類

- ・ 現地見学会参加申込書 (様式2)

(1) 日時

6月29日 (水) 午後2時30分から午後3時30分

(2) 場所

所在地と同住所

(3) 参加方法

参加は1事業者で最大2名までとし、事前申込制です。参加申込書 (様式2) に必要事項を記入の上6月22日 (水) 午後5時までに、「11問い合わせ先」(1) のメールアドレスあてに送付してください。

(4) その他

- ・ 当日の所要時間は、見学会30分程度を予定しています。
- ・ 当日、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・ 現地見学会に不参加であっても、調査参加及び提案書の提出は可能です。
- ・ 現地状況の確認が目的となりますので、実施要領以外の内容についてはお答えできません。

8 調査参加申込方法 ※様式3・4

(1) 申込書類

- ・ サウンディング調査参加申込書（様式3）
- ・ 提案書（様式4）及び任意の追加資料

(2) 申込期間

6月15日（水）から7月19日（火）午後5時まで

(3) 申込方法

「11問い合わせ先」（1）のメールアドレスあて送付してください。

(4) その他

対話参加者は、最大3名までとする。

9 個別対話の実施方法

(1) 実施期間

8月3日（水）から8月19日（金）午前10時～午後5時

具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。

(2) 所要時間

30分～1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

川崎市役所第三庁舎11階会議室、又は12階会議室（予定）

※オンライン参加も可とする（Zoomを予定）

(4) その他

- ・ サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として7部を御用意ください。
- ・ なお、オンライン参加をご希望の方につきましては、対話実施の3日前までにID等を送付いたします。

10 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和4年8月31日（水）を目途に市のホームページで公表する予定です。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書

開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

1 1 問い合わせ先

(1) 本調査に関すること（全般）

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課 若松、小山

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-3556

メール：45seibi@city.kawasaki.jp

(2) 保育・子育て総合支援センター（保育園等複合施設）の運営管理に関する
こと

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課 助川、本宮

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2660

メール：45uneika@city.kawasaki.jp

様式 2 現地見学会参加申込書

(仮称) 高津区保育・子育て総合支援センターに関する
現地見学会参加申込書

企業・団体名				
所在地				
担当者	氏名		所属	
	E-mail			
	TEL			
開催日時	令和4年6月29日(水) 午後14時30分～			
説明会参加人数	名(最大2名まで)			

※建物内部は見学不可

(仮称) 高津区保育・子育て総合支援センターに関する
サウンディング調査参加申込書

1 申込者情報

企業・団体名				
所在地				
グループの場合 構成事業者名				
担当者	氏名		所属	
	E-mail			
	TEL			

2 個別対話希望日

個別対話を行う希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。 (第1希望～第3希望まで記入してください)								
第1希望： 月 日 ()	<input type="checkbox"/>	10～12時	<input type="checkbox"/>	13～15時	<input type="checkbox"/>	15～17時	<input type="checkbox"/>	いつでも
第2希望： 月 日 ()	<input type="checkbox"/>	10～12時	<input type="checkbox"/>	13～15時	<input type="checkbox"/>	15～17時	<input type="checkbox"/>	いつでも
第3希望： 月 日 ()	<input type="checkbox"/>	10～12時	<input type="checkbox"/>	13～15時	<input type="checkbox"/>	15～17時	<input type="checkbox"/>	いつでも

3 出席方法

<input type="checkbox"/> 会場参加 (対面)	<input type="checkbox"/> オンライン (Zoom を予定)
------------------------------------	---

4 個別対話参加者 (最大3名までとする)

個別対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職

- ※ 個別対話の実施期間は、令和4年8月3日(水)～令和4年8月19日(金)の午前10時から午後5時の間で実施します。
- ※ 参加申込書受領後、調整の上、実施日時及び場所をメールにて御連絡します。
(都合により希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください)

(仮称) 高津区保育・子育て総合支援センターに関する提案書**1 申込者情報**

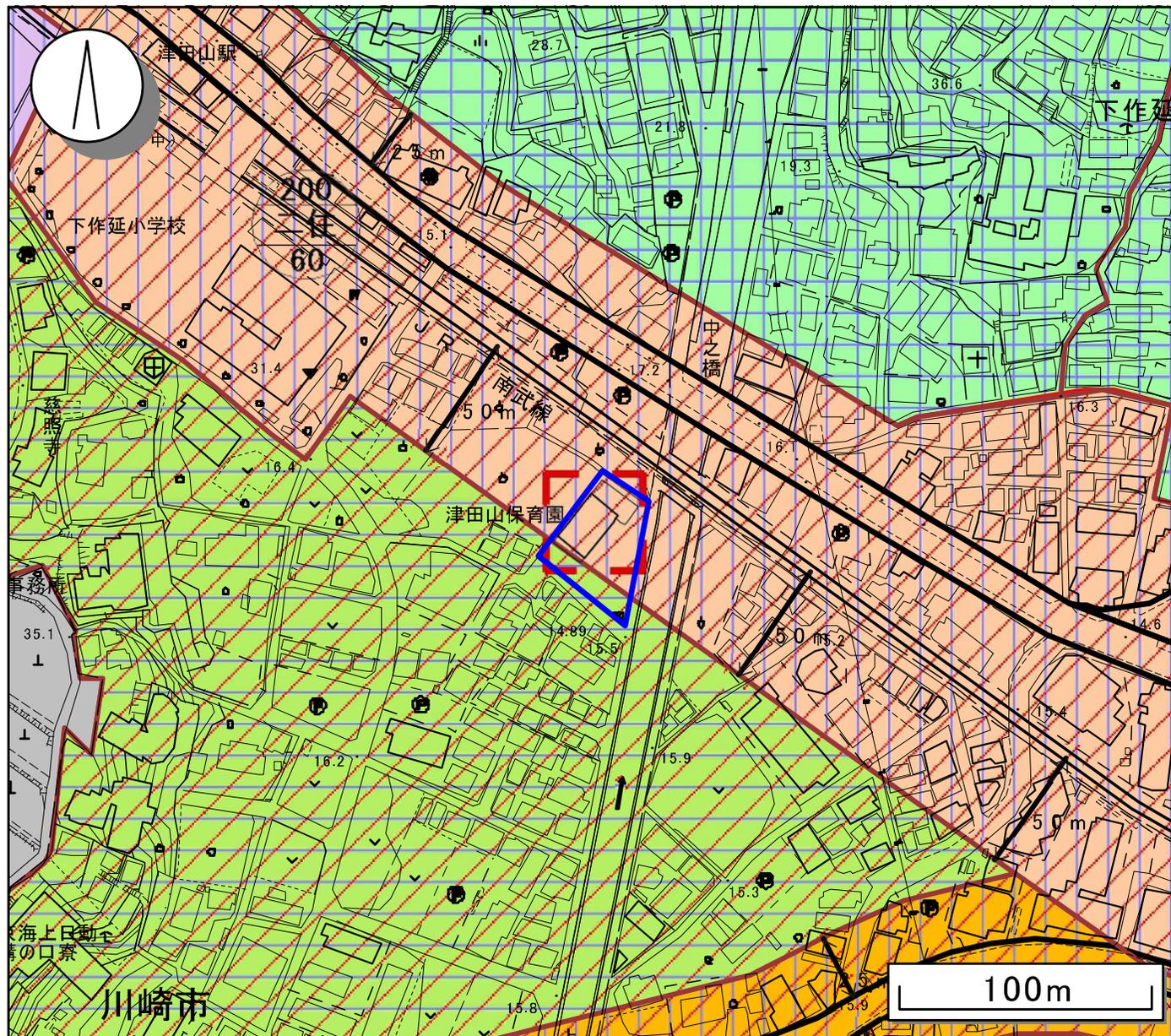
企業・団体名			
所在地			
グループの場合 構成事業者名			
担当者	氏名		所属
	E-mail		
	TEL		

3 提案内容 (提案事項については、別様式でも構いません)

- 提案事項 1 複合化施設【案1】の用途及びその選定理由
- 提案事項 2 複合化施設【案1】を含む当該施設の整備手法及びその選定理由
 ①発注方式：性能発注/仕様書発注/他
 ②設計・施工・維持管理の分離/一括発注
 ③本体工事・解体工事・仮設園舎工事の分離/一括発注
 ※仮設園舎用地については、市提供を想定
- 提案事項 3 子育て関連施設【案2】を含む当該施設の整備手法及びその選定理由（提案事項2と同手法の場合は不要）
 ①発注方式：性能発注/仕様書発注/他
 ②設計・施工・維持管理の分離/一括発注
 ③本体工事・解体工事・仮設園舎工事の分離/一括発注
 ※仮設園舎用地については、市提供を想定
- 提案事項 4 実現可能な範囲で、自由にご提案ください。

【参考資料①-1】

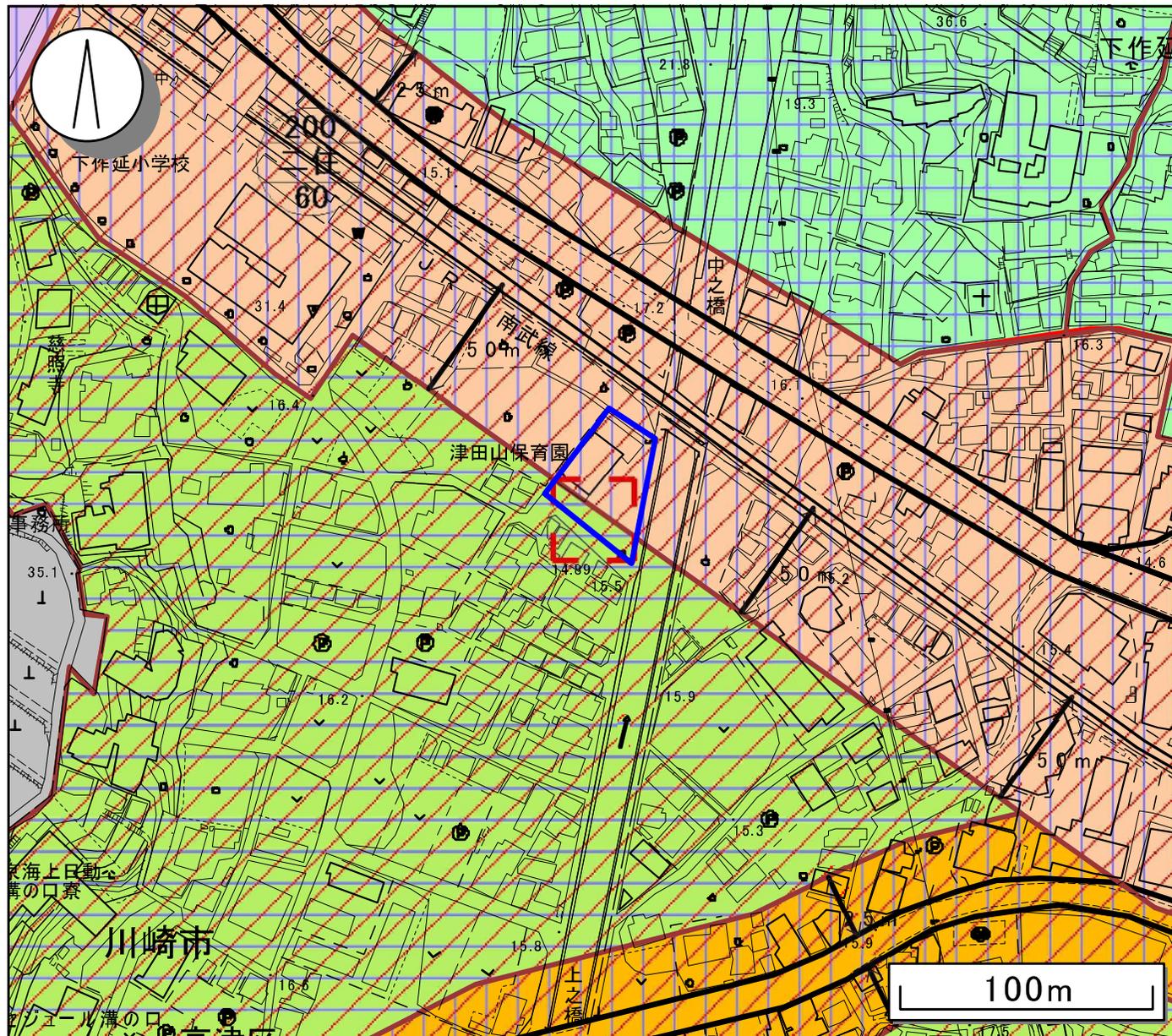
出力日: 2022年05月13日



市街化区域および市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
容積率(%)	200
建ぺい率(%)	60
高度地区	第3種高度地区
最高高さ	20m
北側制限	10m + 1.25 / 1
防火・準防火地域	準防火地域
地区計画	該当なし
日影規制	4h 2.5h 4m
建築協定	該当なし
建築基準法第22条による区域(防火地域及び準防火地域を除く)	川崎市全域
首都圏整備法による既成市街地	既成市街地
景観計画区域	川崎市全域(丘陵部ゾーン)
保育所等整備協力要請制度リンク	重点要請地域 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000086627.html



※この地図は参考図として御利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。また、個人利用の目的でのみ御利用いただけます。



市街化区域および市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率(%)	200
建ぺい率(%)	60
高度地区	第2種高度地区
最高高さ	15m
北側制限	7.5m + 1.25 / 1
防火・準防火地域	準防火地域
地区計画	該当なし
日影規制	3h 2h 4m
建築協定	該当なし
建築基準法第22条による区域(防火地域及び準防火地域を除く)	川崎市全域
首都圏整備法による既成市街地	既成市街地
景観計画区域	川崎市全域(丘陵部ゾーン)
保育所等整備協力要請制度リンク	重点要請地域 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000086627.html

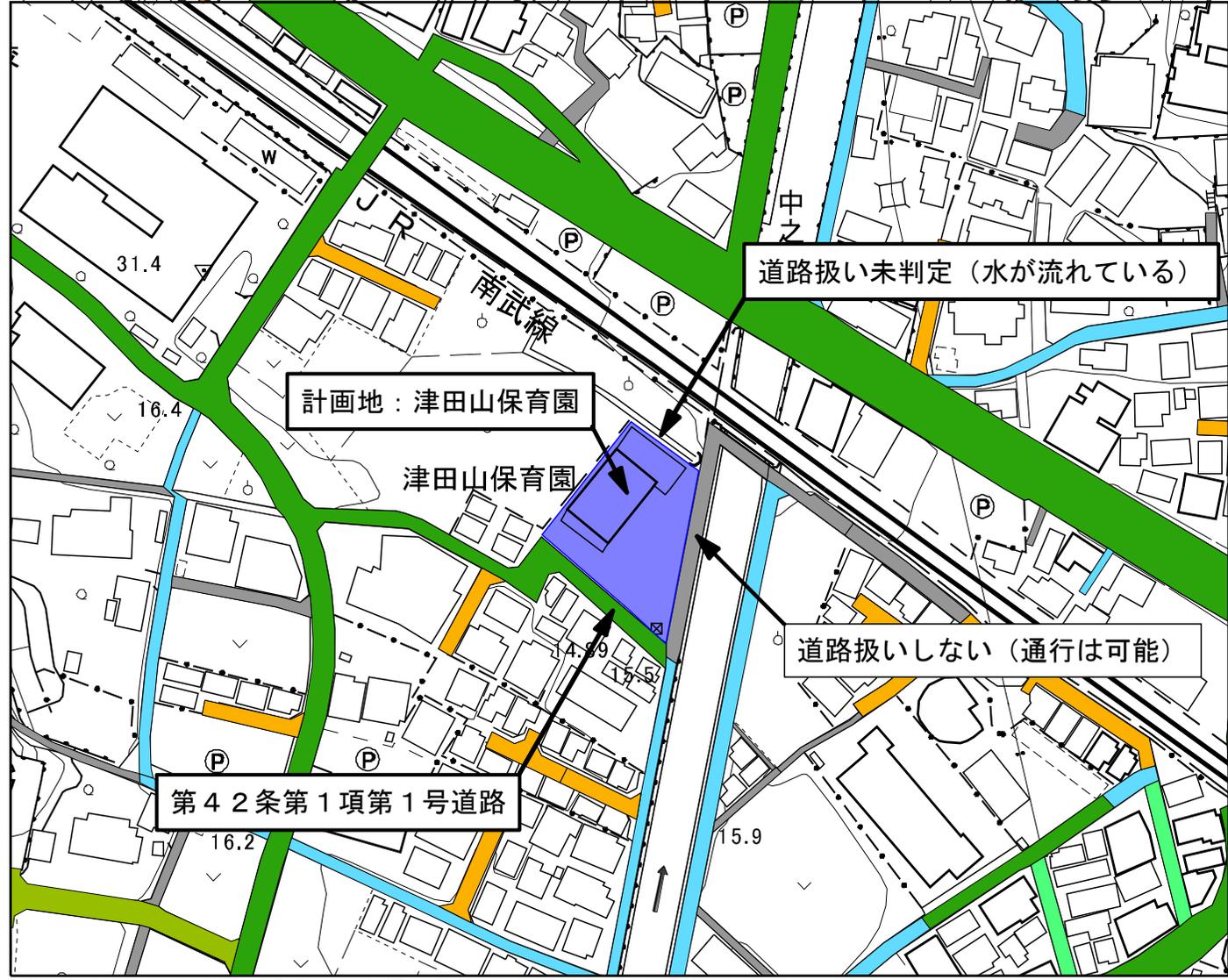


※この地図は参考図として御利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。また、個人利用の目的でのみ御利用いただけます。

【参考資料①-3】

出力日：2022年05月13日

川崎市建築基準法道路種別



第42条第1項第1号	
第42条第1項第2号	
第42条第1項第3号	
第42条第1項第4号	
第42条第1項第5号	
第42条第2項	
道路扱いしない	

※注意1) 本サービスは、現在「試行期間」であり、順次、建築基準法道路種別について更新しています。
 2) 図面は参考図としてご利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。3) 表示している建築基準法道路種別は、令和4年3月11日時点の情報です。
 4) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、定期的に更新する予定ですが、その際、道路種別が変更される場合がありますので、直接窓口でご確認ください。5) 道路種別に関するお問い合わせ等については、窓口にご来庁の上、ご相談ください。
 (なお、行違いが生じた場合を考慮し、電話でのお問い合わせはご遠慮いただいております。)
 6) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、道路の幅員、境界位置、終始端位置等、形状を示すものではありません。
 7) 第42条第1項第5号の証明書は、窓口で発行しています。(手数料300円) ◆(担当窓口)まちづくり局指導部建築審査課(明治安田生命ビル7階)

ガイドマップかわさき 川崎市道水路台帳平面図

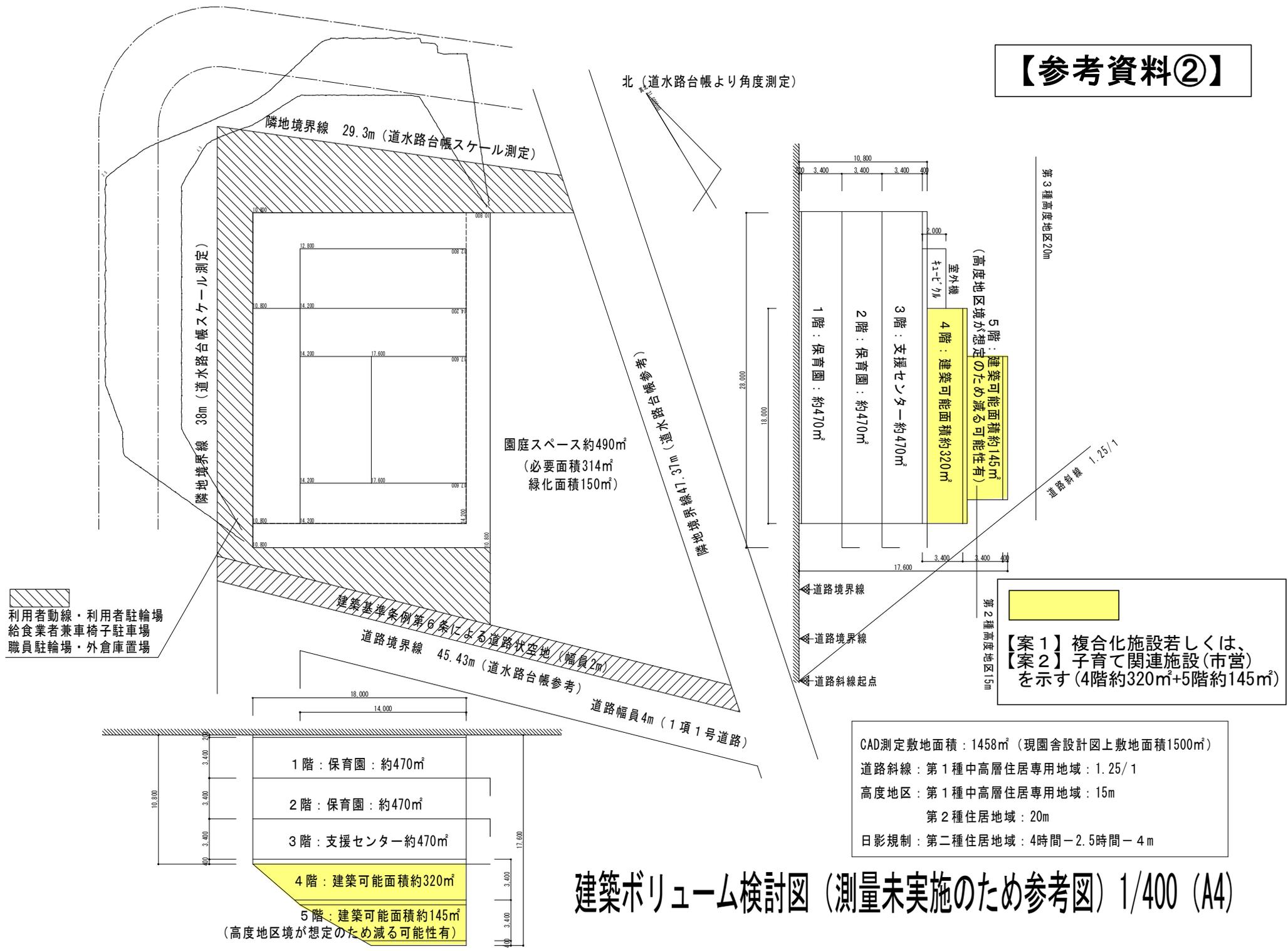
- 1) 道水路台帳平面図は、川崎市建設緑政局が管理する道路・水路等を示したものです。表示している道水路台帳平面図の最終更新日は、令和3年10月1日です。
- 2) 図面の表記内容について場所等の間違いが生じる場合があるため、できるだけ来所により相談願います。道水路台帳平面図の利用規約を遵守のうえ、掲載されている窓口にてご相談ください。
- 3) 土地境界確定図の証明(道水路台帳平面図と現地が整合していることの証明)は、該当区の道路公園センター管理課で発行しています
- 4) 本サービスで使用している都市計画基本図(承認番号「川崎市指令ま計第48号」)は、最新の情報ではありませんので現状と異なる場合があります。参考図としてご利用ください。



【参考資料①-4】



【参考資料②】



建築ボリューム検討図 (測量未実施のため参考図) 1/400 (A4)

洪水浸水想定区域(多摩川水系)

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲や深さを示したもので、ここでは河川ごとの浸水想定範囲と浸水深を重ね合わせて表示しています。

【想定雨量】

- 多摩川水系
多摩川：588mm [2日間]
平瀬川・二ヶ領本川：410mm [24時間]

- ※1 各河川の規模により2日間雨量あるいは24時間雨量で浸水解析を実施しています。
- ※2 隣接都市の浸水域は各自自治体のハザードマップなどを確認して下さい。

【参考資料③】



計画地：津田山保育園
家屋倒壊等氾濫想定区域 (河川浸食)
浸水深0.5m~3m

凡 例	
	避難所(○内の数字以上の階が使用可能)
	水位計
	カメラ画像
	市役所、区役所、支所、出張所
	消防署・出張所
	警察署
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 河川の氾濫が発生した場合に、標準的な木造家屋の流失・倒壊等の危険性がある区域の目安を示すものです。
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 河岸が侵食された場合に、家屋の流失・倒壊等の危険性がある区域の目安を示すものです。
	土砂災害警戒区域(平成30年1月時点) 土砂災害防止法に基づき県が指定した区域であり、土砂災害への注意が必要な区域です。
	急傾斜地崩壊危険区域(平成30年1月時点) 人家などに危害が生じるおそれがある区域で、急傾斜地法に基づき神奈川県が指定した区域です。
	アンダーパス・地下通路 立体交差で掘り下げ式になっている道路および地下通路のことです。
	市 境
	区 境



【参考資料④】

水準測量成果一覧表

単位：m

10年間の地盤沈下量：-33mm

平成23年度のデータについて、国土交通省国土地理院による日本水準原点改正後の数値を基に算出した値です。

地区名 高津区

水準点 番号	改埋 履歴	所在地	変化量										備考
			+0.7mm H23年度	-8.8mm H24年度	-4.2mm H25年度	-2.5mm H26年度	-3.9mm H27年度	-1.7mm H28年度	-6.2mm H29年度	-2mm H30年度	-8.4mm R元年度	R2年度	
41	B	高津区坂戸1-18-1	12.5202	12.5246	12.5219	12.5217	12.5243	12.5251	12.5255	12.5227	12.5291	12.5241	
60	A	高津区向ヶ丘1-3	45.3474	45.3438	45.3338	45.3264	45.3200	45.3138	亡失	44.8558	44.8542	44.8413	H30新設
80	B	高津区二子5-14-5	13.9812	13.9869	13.9829	13.9819	13.9841	13.9840	13.9857	13.9825	13.9880	不測	
81		高津区諏訪3-16-48	13.1486	13.1548	13.1519	13.1533	13.1568	13.1573	13.1602	13.1579	13.1638	13.1580	
82		高津区二子1-1-1	13.0151	13.0226	13.0204	13.0220	13.0258	13.0267	13.0287	13.0269	13.0315	13.0265	
83	B	高津区溝口4-19-1	14.314	14.3205	14.3174	14.3194	14.3253	14.3288	14.3328	14.3301	14.3356	14.3305	
84		高津区溝口2-29-1	14.4328	14.4389	14.4372	14.4378	14.4407	14.4407	14.4425	14.4394	14.4459	14.4396	
85	C	高津区下作延5-1-10	14.8946	14.8953	14.8865	14.8823	14.8798	14.8759	14.8742	14.8680	14.8700	14.8616	
113	A	高津区下野毛2-6-8	11.5831	11.5889	11.5877	11.5872	11.5910	11.5915	11.5943	11.5915	11.5973	不測	
116	B	高津区新作5-11-8	10.6601	10.6657	10.6641	10.6610	10.6666	10.6666	10.6653	10.6639	10.6690	10.6646	
117	B	高津区千年1024	11.2432	11.2475	11.2442	11.2434	11.2490	11.2480	11.2479	11.2455	11.2513	不測	
118	A	高津区北見方2-260-9	亡失	亡失	亡失	13.1971	13.1996	13.1995	13.1995	13.1933	13.1986	13.1917	
119	B	高津区坂戸1-11-1	11.6343	11.6404	11.6387	11.6385	11.6413	11.6419	11.6433	11.6403	11.6462	11.6394	
120	B	高津区末長1274-2	12.5185	12.5224	12.5193	12.5176	12.5223	12.5224	12.5235	12.5211	12.5268	12.5227	
121	B	高津区久本2-3-1	13.8278	13.8338	13.8319	13.8302	13.8352	13.8350	13.8369	13.8333	13.8396	13.8346	
122		高津区久地10-20-10先	亡失	亡失	亡失	亡失							
123	A	高津区久地4-11先	18.2014	18.2065	18.2030	18.2035	18.2070	18.2066	18.2068	18.2044	18.2099	18.2058	
159	A	高津区宇奈根643	15.5485	15.5544	15.5516	15.5520	15.5560	15.5550	15.5560	15.5541	15.5593	15.5535	
160	A	高津区久地2-15-16	13.7786	13.7843	13.7825	13.7832	13.7866	13.7868	13.7881	13.7863	13.7895	13.7843	
162	A	高津区溝口1-2-2先	13.9463	13.9507	13.9463	13.9434	13.9446	13.9450	13.9470	13.9433	13.9494	13.9433	
163	A	高津区二子4-18-1	13.3286	13.3363	13.3337	13.3341	13.3377	13.3380	13.3419	13.3392	13.3453	13.3394	
164	C	高津区北見方2-6-15	12.9317	12.9370	12.9342	12.9338	12.9372	12.9384	12.9373	12.9333	12.9384	不測	
166		高津区久本3-11-2	12.7713	12.7759	12.7734	12.7722	12.7764	12.7768	12.7799	12.7755	12.7815	不測	
167	B	高津区坂戸2-14-38	11.8887	11.8928	11.8800	11.8805	11.8826	11.8836	11.8839	11.8825	11.8890	11.8851	
173	B	高津区野川3771-1	9.2963	9.2988	9.2928	9.2920	9.2971	9.2929	9.2908	9.2894	9.2940	9.2876	
174	A	高津区子母口298-2	8.3962	8.3992	8.3957	8.3954	8.4024	8.4011	8.4003	8.3987	8.4050	8.3994	
175	A	高津区明津143	7.712	7.7151	7.7131	7.7120	7.7188	7.7190	7.7175	7.7155	7.7222	7.7169	
255	A	高津区末長2030先	13.8358	13.8412	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	
279		高津区梶ヶ谷5-11-3	20.2478	20.2513	20.2470	20.2496	20.2536	20.2546	20.2515	20.2503	20.2574	不測	
286	B	高津区上作延462	19.484	19.4890	19.4848	19.4852	19.4850	19.4882	19.4888	19.4866	19.4909	19.4869	
287	B	高津区下作延5-8-3	16.4688	16.4707	16.4648	16.4622	16.4634	16.4630	16.4593	16.4569	16.4597	16.4541	
288	A	高津区久地3-15-8先	亡失	亡失	亡失	亡失							
346	C	高津区野川3906-4	12.7326	12.7360	12.7319	12.7313	亡失	亡失	12.6218	12.6197	12.6233	12.6198	H29新設
370	A	高津区下作延5-19-1	16.6062	16.6105	16.6057	16.6053	16.6067	16.6057	16.6057	16.6003	16.6051	16.5993	